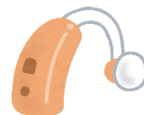


# 浅川町高齢者補聴器購入費 補助金交付事業のご案内



申請希望の場合は事前に役場にご相談ください。

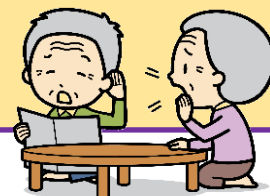
加齢性難聴により日常生活を営むのに支障がある65歳以上の高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。  
申請を希望される方は、事前に役場保健福祉課までご相談ください。



## 対象となる方

⇒ ①～⑥のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 65歳以上の方
- ② 浅川町内に住所があり、現在、居住している方
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④ 聴力レベルが両耳とも40dB以上70dB未満、または片耳70dB以上で他方の耳の聴力レベルが70dB未満の方
- ⑤ 医師が補聴器を必要だと判断した方
- ⑥ 町税等の滞納がない方



## 助成金額

⇒ 上限額は、25,000円です。

補聴器購入にかかる費用に対して、**25,000円を上限**として助成します。



## 注意事項

⇒ ※1～5は対象外となりますのでご注意ください。

- ※1 申請前や交付決定前に購入したものは対象となりませんのでご注意ください。
- ※2 助成を受けられるのは1人1回限りです。(25,000円未満でも1回のみ)
- ※3 集音器は対象となりません。
- ※4 助成の対象は補聴器取扱い店舗から購入したものに限りです。
- ※5 医療機関の診察料、文書料、補聴器の修理代は対象になりません。



注意

お問い合わせ

浅川町役場 保健福祉課  
電話番号 0247-36-4123

詳しい流れは裏面をご覧ください▶

# 浅川町高齢者補聴器購入補助金の交付までの流れ

## 1. 事前相談

【申請者 → 役場】

役場保健福祉課に相談し、申請書類等をもらう



## 2. 医療機関受診

【申請者 → 医療機関】

耳鼻咽喉科を受診し、医師に「補聴器に関する意見書」を記入してもらう  
(※受診・検査・意見書作成については自己負担となります)



## 3. 申請書類提出

【申請者 → 役場】

役場保健福祉課に申請書類を提出する

【申請書類】

- ① 浅川町高齢者補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補聴器に関する意見書（様式第2号）
- ③ 補聴器購入予定の店舗からの見積書



## 4. 補助金交付の決定

【役場 → 申請者】

役場保健福祉課で内容を審査・確認後、補助金交付決定通知書を申請者に送付する  
(決定通知前に購入しないように注意してください)



## 5. 補聴器の購入

【申請者 → 販売店】

補助金決定通知書が届いたら、見積書をいただいた店舗で補聴器を購入する



## 6. 補助金請求書類の提出

【申請者 → 役場】

役場保健福祉課に請求書類を提出する

【請求書類】

- ① 浅川町高齢者補聴器購入費補助金交付請求書（様式第5号）
- ② 振込先金融機関の通帳のコピー
- ③ 購入した補聴器の領収書の写し



## 7. 補助金の交付

【役場 → 申請者】

申請者の口座へ町から補助金が振り込まれる

